

いじめ相談体制の強化について

区立小・中学校におけるいじめの問題については、保護者からの相談を受け、学校及び教育委員会が対応しています。また、保育園等については、知見を有する事業者による相談窓口を設置しています。

学校及び教育委員会等の対応や説明に納得が得られない場合や法的な相談を希望する保護者に対応するため、新たに区長部局である総務課に弁護士による相談窓口を設置し、相談体制を強化します。

1 背景

文部科学省がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき毎年度実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの認知件数は全国的に増加しており、同省は、学校における適切な調査の実施のため、令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂するなど、いじめ防止対策に取り組んでいます。

こども家庭庁は、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校における対応と相まって、いじめの長期化・重大化の防止、重大事態の対処の適切化に取り組むとし、首長部局、学校、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、子どもや保護者の悩みの解消に向けた取組を推進しています。

区においてもいじめの事案が報告されており、子どもの命や人権を守る取組を強化することが求められています。

2 相談窓口設置の理由

いじめの事案には様々な事情が複雑に関係している場合があることから、学校だけでなく、教育、子ども等の関係機関が連携し、いじめに直面する子どもや保護者を支援するため、次の理由により区長部局に相談窓口を設置します。

ア 保護者の相談機会の充実

学校及び教育委員会等の対応に納得が得られない場合に、更なる相談先を提供することで、保護者が安心できる環境を整備します。

- イ 第三者による法的、制度的視点での事案の整理の実施
いじめの事案に対する学校及び教育委員会等の対応について、法律的な知見を有する第三者が法的、制度的な視点による整理や助言を行うことで、保護者の理解を深め、保護者の疑問を解消します。

3 相談窓口の概要

ア 相談員

弁護士 2名

イ 対象者

区内在住の中学生までの子どもの保護者

ウ 相談方法

相談者は、相談内容を面談票に記入し、希望する面談日を予約した上で、訪問又はリモートにより面談を行います。

エ 実施内容（別紙参照）

相談を受けた弁護士は、保護者からの相談内容を法的な視点で整理し、保護者に助言を行います。

また、弁護士は、必要に応じて相談内容を教育委員会や学校等に報告し、情報を共有します。

オ 経費

810,000円

（内訳） 弁護士報酬費

月額 @40,000×2名×9月 720,000円

相談実績分@10,000×9月 90,000円

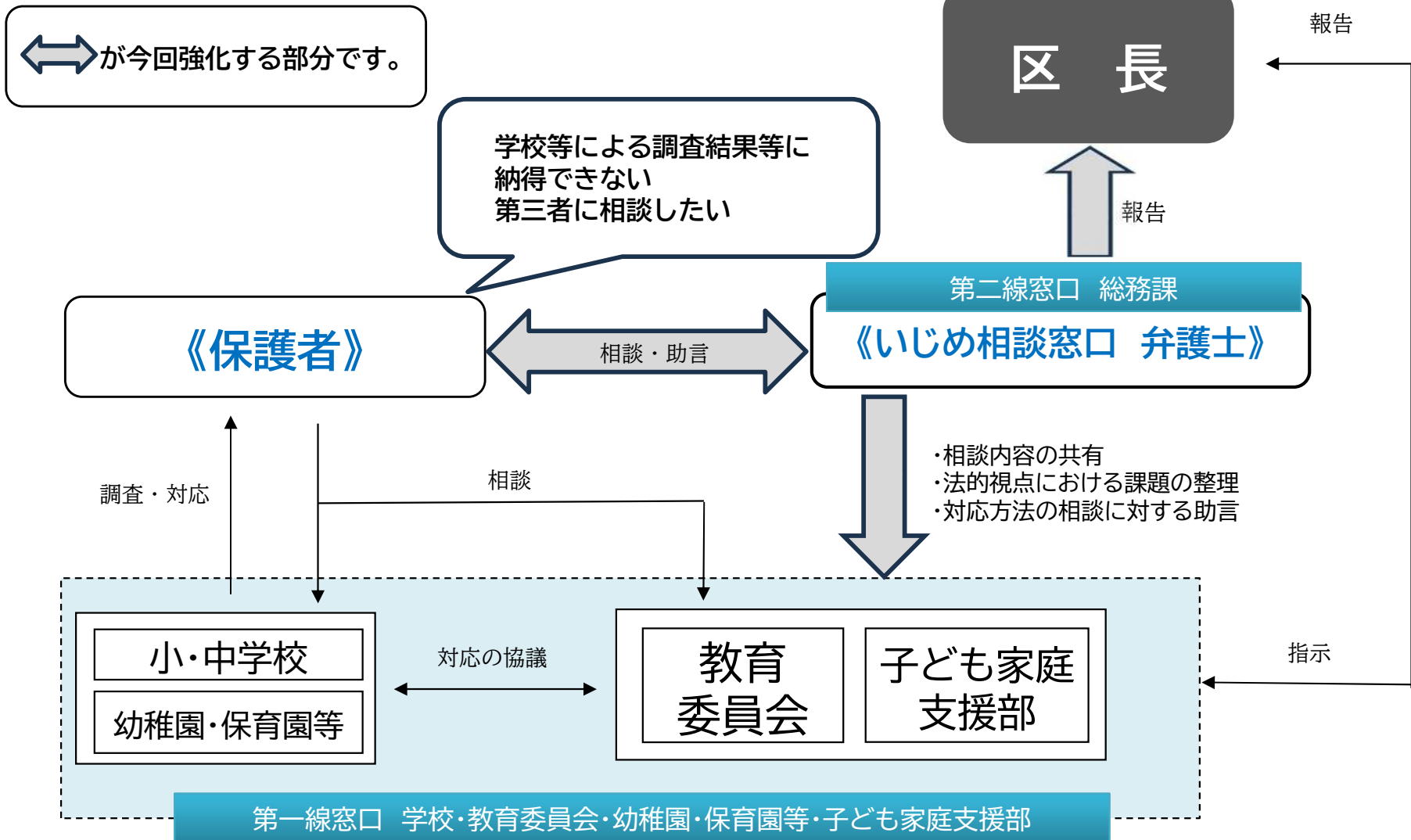
4 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月中旬 令和8年第2回港区議会定例会（補正予算上程）

6月下旬 相談員委嘱手続

7月 実施

いじめ相談体制の強化



※私立学校等に在籍する場合は相談者の希望に応じて在籍学校に情報を提供します。